

[資料編]

資料目次

資料 1-①	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）〈抜粋〉	75
資料 1-②	災害対策基本法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 114 号）概要	76
資料 1-③	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）〈抜粋〉	77
資料 1-④	「災害対策基本法の一部を改正する法律について」（平成 26 年 11 月 21 日府政令第 1230 号、消防災第 275 号、国道政第 62 号）〈抜粋〉	78
資料 1-⑤	災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き（平成 26 年 11 月国土交通省道路局）「1. はじめに」	83
資料 1-⑥	防災基本計画（令和 4 年 6 月 17 日中央防災会議決定）〈抜粋〉	83
資料 1-⑦	「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（令和 4 年 6 月 10 日中央防災会議幹事会）〈抜粋〉	85
資料 1-⑧	「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（令和 4 年 6 月 10 日中央防災会議幹事会）〈抜粋〉	86
資料 1-⑨	南海トラフ地震防災対策推進地域	88
資料 1-⑩	首都直下地震緊急対策区域	88
資料 2-①	道路啓開に関する協議会・会議	89
資料 2-②	調査対象機関が実施した主な訓練の概要	91
資料 2-③	首都直下地震道路啓開計画における優先啓開ルート	97
資料 2-④	埼玉県道路啓開計画における優先啓開ルート	97
資料 2-⑤	中部版くしの歯作戦（道路啓開オペレーション計画）におけるくしの歯ルート	98
資料 2-⑥	名古屋市道路啓開計画における道路啓開候補路線	98
資料 2-⑦	四国広域道路啓開計画における進出ルート	99
資料 2-⑧	徳島県道路啓開計画における啓開対象道路	99
資料 2-⑨	高知県道路啓開計画における啓開ルート（最大クラスの地震・津波想定）	100
資料 3-①	災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き（平成 26 年 11 月国土交通省道路局）における指定道路区間の周知文案等	101
資料 3-②	災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き（平成 26 年 11 月国土交通省道路局）における身分証明書の例	103
資料 3-③	災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き（平成 26 年 11 月国土交通省道路局）における協定への記載事例	103

資料 1-① 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）〈抜粋〉

（災害時における車両の移動等）

第七十六条の六 第七十六条の四第二項に規定する道路管理者等（以下この条において「道路管理者等」という。）は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（第三項第三号において「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

2 道路管理者等は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間（以下この項において「指定道路区間」という。）内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとらなければならない。

3 次に掲げる場合においては、道路管理者等は、自ら第一項の規定による措置をとることができる。この場合において、道路管理者等は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

一 第一項の規定による措置をとることを命ぜられた者が、当該措置をとらない場合

二 道路管理者等が、第一項の規定による命令の相手方が現場にいないために同項の規定による措置をとることを命ずることができない場合

三 道路管理者等が、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に第一項の規定による措置をとらせることができないと認めて同項の規定による命令をしないこととした場合

4 道路管理者等は、第一項又は前項の規定による措置をとるためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。

5～9 （略）

（注） 下線は当省が付した。

● 災害対策基本法の一部を改正する法律

大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる。

改正の背景

- ・首都直下地震など大規模地震や大雪等の災害時には、被災地や被災地に向かう道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防や救助活動、緊急物資輸送などの災害応急対策、除雪作業に支障が生ずるおそれ。
- ・一方、道路法に基づく放置車両対策は、非常時の対応としては制約があるため、緊急時の災害応急措置として、災害対策基本法に明確に位置づける必要。



法律の概要

1 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策（災害応急措置として創設）

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して以下を実施。

- ・緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
- ・運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動
(その際、やむを得ない限度での破損を容認し、併せて損失補償規定を整備)

※ ホイールローダー等による車両移動

被災地へアクセスする道路についても、緊急通行車両の通行のため、緊急に啓開が必要



(首都直下地震における八方向作戦の例)

2 土地の一時使用等

1の措置のためやむを得ない必要がある時、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分が可能。

※ 沿道での車両保管場所確保等



車両移動のための具体的方策 (例:ホイールローダーによる移動)

3 関係機関、道路管理者間の連携・調整

- ・都道府県公安委員会は、道路管理者に対し、1の措置の要請が可能
- ・国土交通大臣は、地方公共団体に対し、1の措置について指示が可能
(都道府県知事は、市町村に対し指示が可能)

※ 高速道路については、高速道路機構及び高速道路会社が連携して対応

(注) 内閣府のホームページによる。

資料 1-③ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）〈抜粋〉

（維持修繕協定の締結）

第二十二條の二 道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため災害の発生時において道路管理者以外の者が道路の特定の維持又は修繕に関する工事を行うことができることをあらかじめ定めておく必要があると認めるときは、その管理する道路について、道路の維持又は修繕に関する工事を適確に行う能力を有すると認められる者（第二号において「維持修繕実施者」という。）との間において、次に掲げる事項を定めた協定（以下この条において「維持修繕協定」という。）を締結することができる。

- 一 維持修繕協定の目的となる道路の区域（次号において「協定道路区域」という。）
- 二 維持修繕実施者が道路の損傷の程度その他の道路の状況に応じて協定道路区域において行う道路の維持又は修繕に関する工事の内容
- 三 前号の道路の維持又は修繕に関する工事に要する費用の負担の方法
- 四 維持修繕協定の有効期間
- 五 維持修繕協定に違反した場合の措置
- 六 その他必要な事項

（協議会）

第二十八條の二 交通上密接な関連を有する道路（以下この項において「密接関連道路」という。）の管理を行う二以上の道路管理者は、踏切道密接関連道路（踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）第三条第一項に規定する踏切道密接関連道路をいう。）その他の密接関連道路の管理を効果的に行うために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、次に掲げる者をその構成員として加えることができる。
 - 一 関係地方公共団体
 - 二 道路の構造の保全又は安全かつ円滑な交通の確保に資する措置を講ずることができる者
 - 三 その他協議会が必要と認める者
- 3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（道路の維持又は修繕）

第四十二條 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。

2・3 （略）

（長時間放置された車両の移動等）

第六十七條の二 道路管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、道路の改築、修繕若しくは災害復旧に関する工事又は除雪その他の道路の維持の施行のため緊急やむを得ない必要

がある場合においては、道路に長時間放置された車両について、現場に当該車両の運転をする者
その他当該車両の管理について責任がある者がいないときに限り、当該車両が放置されている場
所からの距離が五十メートルを超えない道路上の場所に当該車両を移動することができる。この
場合において、当該車両が放置されている場所からの距離が五十メートルを超えない範囲の地域
内の道路上に当該車両を移動する場所がないときは、自動車駐車場、空地、この項前段に規定す
る場所以外の道路上の場所その他の場所に当該車両を移動することができる。

- 2 道路管理者は、前項の規定により車両を移動し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者
に車両を移動させようとするときは、あらかじめ、当該地域を管轄する警察署長の意見を聴かなけ
ればならない。
- 3 道路管理者は、第一項後段の規定により車両を移動したときは、当該車両を保管しなければなら
ない。この場合において、道路管理者は、車両の保管の場所の形状、管理の態様等に応じ、当該車
両に係る盗難等の事故の発生を防止するため、道路管理者が当該車両を保管している旨の表示、車
輪止め装置の取付けその他の必要な措置を講じなければならない。
- 4 道路管理者は、前項の規定により車両を保管したときは、当該車両の所有者又は使用者（以下こ
の条において「所有者等」という。）に対し、保管を始めた日時及び保管の場所を告知し、その他
当該車両を所有者等に返還するため必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該
車両の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、政令で定めるところにより、政令で
定める事項を公示しなければならない。
- 5 道路管理者は、車両が放置されていた場所における道路の改築、修繕若しくは災害復旧に関する
工事が完了し、又は除雪その他の道路の維持の施行が終了した場合その他第三項の規定による保管
を継続する必要がなくなつた場合においては、遅滞なく、同項の規定により保管した車両を当該車
両が放置されていた場所又はその周辺の場所に移動しなければならない。

(注) 下線は当省が付した。

資料1-④ 「災害対策基本法の一部を改正する法律について」（平成26年11月21日府政防第1230号、
消防災第275号、国道政第62号）＜抜粋＞

本日、災害対策基本法の一部を改正する法律（平成26年法律第114号。以下「改正法」とい
う。）が公布され、本日から施行されました。また、改正法の施行にあわせて、災害対策基本法の一
部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成26年政令第366号。以下「改
正令」という。）が公布され、本日から施行されました。

貴職におかれましては、下記の改正内容を御理解の上、今後の防災対策の推進に万全を期すると
ともに、貴都道府県内の市町村に対しても周知いただきますようお願いいたします。併せて、災害対策
基本法に基づく防災基本計画（本改正等を踏まえ修正した防災基本計画を別途通知予定）に基づい
て地域防災計画の修正を行うなど必要な見直しを速やかに進められるようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言と
して発出するものであることを申し添えます。（略）

記

第一 法改正の背景等 （略）

第二 改正法の趣旨及び主な内容

1. 災害時における車両の移動等について（法第 76 条の 6 関係）

(1) 趣旨

災害が発生した場合に、立ち往生車両や放置車両によって、緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間すら確保されず災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあることから、道路管理者に対して、緊急通行車両の通行の妨害となっている車両その他の物件の移動等に関する権限を付与することとしたものである。ここでいう「その他の物件」とは、車両から落下した積載物などを主に想定しているが、車両とともに緊急通行車両の通行の妨害となっているものは今回の措置の対象となり得るものである。なお、倒壊した建物などの瓦礫については、道路法第 42 条に基づく通常の維持管理行為でも除去可能である。

車両の移動等を行うに当たっては、被災地域外から被災現場までのルートを適切に確保するため、各道路管理者が連携して道路啓開を行うことが必要であり、関係する他の道路管理者とは、平時より具体的な対応方針の作成や合同防災訓練の実施等により、緊密に連携を図るとともに、発災時においても、情報を共有し、十分に連携して臨機応変に対応されたい。

特に、被災地域の道路管理者が車両の移動等を行おうとする場合には、当該道路管理者のみの人員や資機材では対応しがたいことも想定されることから、国や他の地方公共団体、民間事業者による応援・協力体制など、発災時に関係者で連携して速やかな道路啓開が行われる体制を構築されたい。

(2) 内容

① 道路区間の指定及び車両等の占有者等への移動命令について（第 1 項）

道路管理者は、災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他必要な措置をとることを命ずることができるものとした。また、これらの指定及び命令については道路管理者のみの判断で行うことができるものとしている。

具体的な車両等の占有者等に対する命令の内容としては、車両その他の物件について、

- ・ 道路の左側や歩道への移動
- ・ 車間を詰めること（空いたスペースへの車両の移動）
- ・ 沿道の空地、駐車場への移動
- ・ 車両から落下した積載物の車両への再積載

等を想定しており、これにより、緊急通行車両の通行を確保するため最低限一車線の通行を確保することを想定している。なお、命令は書面の提示又は口頭で行うものである。

道路区間の具体的な指定方法については、指定すべき道路の区間の起終点を示すことよって行うほか、一定の区域内の当該道路管理者が管理する道路の区間を包括的に指定する等の指定も可能なものである。指定に当たっては、道路の状況等を勘案し、指定が必要となる（車両の移動等の措置が必要となる）区間が不足なく含まれるよう留意して行うことが望ましい。

また、令第 33 条の 3 において、道路管理者が、道路区間の指定をしようとする場合においては、あらかじめ、当該地域を管轄する都道府県公安委員会に当該指定をしようとする道路の区間及びその理由を通知しなければならないものとし、緊急を要する場合（道路区間の指定に緊急を要するものの、通信手段がないことで指定前に通知することが困難な場合を含む。）で、あらかじめ、当該都道府県公安委員会に通知するいとまがなかったときは、事後において、速やかにこれらの事項を通知しなければならないものとした。なお、通知の方法については、原則として、書面で行うこととするが、緊急を要する場合においては、口頭で行うこととしても差し支えない。ただし、口頭で通知を行ったときは、事後において、速やかに書面を送付することとされたい。

② 指定道路区間の周知について（第 2 項）

道路管理者は、道路区間の指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間（以下「指定道路区間」という。）内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとらなければならないものとした。なお、周知の方法については、災害時であることに鑑みて、道路情報板、ラジオ等を活用して行うことを想定しており、指定道路区間内に在る者に対して、個々に伝達することを要するものではない。

③ 道路管理者自らが行う車両の移動等について（第 3 項）

以下に掲げる場合において、道路管理者は、自ら①の措置をとることができるものとした。

- 一 ①の措置をとることを命ぜられた車両等の占有者等が、当該措置をとらない場合（車両等の占有者等が命令に従わない場合や、命令はしたもののタイヤのパンクや燃料切れ等により直ちに措置をとることができない場合を想定）
- 二 道路管理者が、①の命令の相手方が現場にいないために①の措置をとることを命ずることができない場合（放置車両の場合を想定）
- 三 道路管理者が、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に①の措置をとらせることができないと認めて①の命令をしないこととした場合（走行空間が全くなく、外形上、車両等の占有者等による移動が不可能であることが自明である場合等を想定）

また、道路管理者は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができるものとした。この「やむを得ない限度の破損」とは、災害時の状況に応じて判断されるべきものであるが、車両の移動等に複数の方法がある場合に、緊急通行車両の通行を確保する緊急性を考慮しつつ最も破損の度合いが低いものを選択した結果、生じる破損のことである。例えば、ロックやサイドブレーキを外すために窓ガラスを一部割ることや、車両を重機で持ち上げる際にすり傷やバンパーのへこみを生じさせる場合などを想定しているが、移動スペースが全くなくやむを得ない場合には車両を段積みすることで車両を変形させることも許容されるものである。その際、車両等の占有者等が不在のため道路管理者が車両の移動等を行った場合（上記二の場合）には移動の内容を掲示しておくこと、また、車両等を破損した場合には損失補償を行うこととなるため、可能な範囲で、移動の前後の状態を写真等により記録しておくことにより、事後に混乱のないよう努められたい。

なお、上記措置の実施に当たっては、道路管理者は、災害応急対策に重要な役割を果たすライフライン施設や電気通信設備等の重要な施設、設備、工作物等は、その機能を失わせないため、極力損傷しないよう十分に配慮するものとする。

また、各種交通対策が的確に行われるためには、都道府県公安委員会として、道路交通に関する情報を把握する必要があるほか、上記措置により移動した車両等の占有者等が盗難に遭ったものと考え、警察に被害申告する可能性があること等から、道路管理者は、自ら車両の移動等を行った場合は、当該地域を管轄する警察署長（当該措置を高速道路において行った場合は、当該高速道路を管轄する高速道路交通警察隊長。以下同じ。）に対して、別途通知等で定めるところにより、適切に当該措置を記録した情報の提供を行うものとする。

④～⑥ （略）

(3) 移動命令の伝達や車両の移動等を道路管理者の名義において行うことについて

(2) ①の指定道路区間における車両等の占有者等への移動命令の伝達（法第 76 条の 6 第 1 項）や、(2) ③の車両の移動等（法第 76 条の 6 第 3 項）及び (2) ④の車両の移動等のために必要な土地の一時使用等（法第 76 条の 6 第 4 項）については、道路管理者の名義と責任のもとに、実際には、主として道路管理者の職員や道路管理者から委託を受けた民間事業者が行うことが想定される。なお、法第 76 条の 6 第 3 項では、「道路管理者は、『自ら』第一項の規定による措置をとることができる。」とあるが、これは、道路管理者のみが車両の移動等の物理的行為を行うという意味ではなく、命令の相手方となりうる車両等の占有者等に「代わって」行うという意味であることを申し添える。また、道路管理者から協力・応援の要請を受けた他の道路管理者（例えば、国や都道府県の道路管理者が、被災市町村の道路管理者の応援を行う）が車両の移動等を行う場合も想定される。さらに、災害派遣活動を行っている自衛隊が、関係法令に基づき、その活動のために車両の

移動等を行うといった場合も想定されうる。さらには、消防活動を行っている部隊等が、その活動のためにやむを得ず車両の移動等を行うといった場合も想定されうる。

道路管理者においては、現場での混乱を防ぐため、これらの道路管理者以外の主体との間で、改正法に基づく車両の移動等を行うことについての役割と責任の分担等について、民間事業者と協定を締結する、関係者が参加した協議会において策定する事前計画において明示する等の方法により、平時から、道路管理者から要請を受け、又は道路管理者の了解を得て指定道路区間内において行われる改正法に基づく車両の移動等は道路管理者の責任において行われる行為であることを明確にし、これを関係者間で共有されたい。また、災害時においては、通信が途絶することも想定されるため、車両の移動等を行うこととなる道路管理者以外の主体との間の連絡体制についても整備しておくこととされたい。なお、災害時においては、道路管理者から他の道路管理者への協力・応援要請など、行政間の要請は、電話による口頭要請など迅速に行うことができる方法で差し支えない。

この際、改正法に基づく車両の移動等は、公権力の行使であり、現場での円滑な対応のため、委託業者等行政職員以外の民間事業者に行わせる場合には、道路管理者から委託を受けていること（権限を有する道路管理者の意思であること）を明示する書面を手交しておくこととされたい。

また、道路管理者以外の者が道路管理者から要請を受け、又は道路管理者の了解を得て行われる改正法に基づく車両の移動等の措置をとった場合には、当該措置をとった者は道路管理者にその内容を報告するものとし、報告を受けた道路管理者は、その報告内容について、警察署長に対して、適切に情報の提供を行うものとする。

2. 都道府県公安委員会からの要請について（法第 76 条の 4 関係）

（略）

3. 国土交通大臣又は都道府県知事からの指示について（法第 76 条の 7 関係）

（略）

4. 損失補償について（法第 82 条関係）

（略）

5. 施行期日

改正法の施行期日は、公布の日（平成 26 年 11 月 21 日）である。

以上

（注） 下線は当省が付した。

資料 1-⑤ 災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き（平成 26 年 11 月国土交通省道路局）

「1. はじめに」

- 平成 26 年 11 月に改正された災害対策基本法(以下「災対法」という)では、大規模な災害発生時における道路管理者による放置車両・立ち往生車両等の移動に関する規定が盛り込まれた。
- 平成 26 年 11 月 21 日に、関係省庁から施行通知が発出され、法改正の趣旨、留意事項等が示されたところであるが、本手引きは、施行通知と併せて実際の運用にあたっての必要な事項をとりまとめたものである。また、災害時の対応だけでなく、道路啓開計画の策定や実働訓練を実施する場合等にも活用するものとする。
- 災害対応は、初動期に如何に迅速に対応を行うかが、その被害の拡大を防ぎ、人命救助に大きな役割を果たす観点から重要となる。迅速な初動対応を行うためには、地方整備局等、高速道路会社、都道府県、市町村等の関係機関を含めた連絡・連携体制の整備、資機材の確保等の事前の備えが不可欠である。
- また、災害対応は、発生事象に応じて異なることから、本手引きを基本としつつも、実際の災害の状況に応じて、臨機応変の対応が必要となるので留意されたい。
- なお、本文中の道路管理者は、地方整備局等を想定し記載しているが、地方公共団体等の道路管理者が対応する際にも参考にできるものとしている。その際には、想定される災害の種類と規模、自らが管理する道路の状況や動員できる人員、資機材の量等を踏まえた対応が必要となるので留意されたい。
- 本手引きは、実際の災害対応、実働訓練等を通じて得られる課題を踏まえ、今後とも、必要に応じて改善を図っていくものとする。

(注) 下線は当省が付した。

資料 1-⑥ 防災基本計画（令和 4 年 6 月 17 日中央防災会議決定）＜抜粋＞

第 2 編 各災害に共通する対策編

第 1 章 災害予防

第 6 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

6 緊急輸送活動関係

- 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去（火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去，雪害においては道路の除雪を含む。）による道路啓開，応急復旧等に必要な人員，資機材等の確保について，民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また，道路啓開等を迅速に行うため，協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下，あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。

10 防災関係機関等の防災訓練の実施

(1) 国における防災訓練の実施

- 国は、公共機関，地方公共団体等との連携を強化するため，多数の機関が参画する枠組み（火山災害においては火山防災協議会等）の活用等により，広域に被害が及ぶ大規模災害を想定した防災訓練を積極的に実施するものとする。

第2章 災害応急対策

第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

2 交通の確保

(1) 政府本部による調整等

- 政府本部は、応援部隊の災害現場への投入を迅速化するため、交通規制や道路啓開等を通じた緊急通行車両の通行の確保などについて、総合調整を行うものとする。

(3) 道路啓開等

- 国〔国土交通省〕は、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用及び官民の自動車プローブ情報の活用等により早急に被害状況を把握し、道路啓開等を行うものとする。また、国〔国土交通省、農林水産省〕は、被災地方公共団体等他の道路管理者等に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合、緊急輸送道路の確保を最優先に、応急復旧や代替路の設定等を実施することとする。併せて、道路の通行規制等が行われている場合、通行止めや通行状況が道路利用者に確実に伝わるよう ICT 技術を活用し、ビーコン、ETC2.0、情報板、インターネット等により迅速に情報提供することとする。
- 道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国〔国土交通省、農林水産省〕に報告するほか、道路啓開等（雪害においては除雪を含む。）を行い道路機能の確保に努めるものとする。
- 国〔国土交通省〕は、被災状況や復旧状況に応じて関係機関と連携し、交通量抑制の呼びかけや広域迂回への誘導、代替輸送手段の確保や道路の混雑対策等を統括的に実施し、被災地域の安定的な人流・物流機能の確保に努めるものとする。
- 路上の障害物の除去（火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）について、道路管理者等、警察機関、消防機関、自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとるものとする。
- 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行うものとする。
- 国〔国土交通大臣〕は、道路管理者である都道府県及び市町村又は港湾管理者に対し、国〔農林水産大臣〕は、漁港管理者に対し、都道府県知事は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。
- 国〔国土交通省〕は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるため、地方管理道路において、道路啓開を代行できる制度を活用し支援を行う。

- 道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等（雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。
- 国〔国土交通省〕は、道路の被害状況、復旧状況等について、政府本部に報告するものとする。

(注) 下線は当省が付した。

資料 1-⑦ 「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（令和 4 年 6 月 10 日中央防災会議幹事会）〈抜粋〉

第 2 章 緊急輸送ルート計画

1 趣旨

- (1) 緊急輸送ルート計画は、被災府県の被害が甚大な地域へ到達するためのアクセス確保が全ての災害応急対策活動の基礎であることに鑑み、発災直後から、部隊等の広域的な移動など人命の安全確保を主眼とした全国からの人員・物資・燃料の輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ通行を確保すべき道路を定めるものである。
- (2) 緊急輸送ルートは、全国からの応援部隊や緊急物資輸送車両等の広域的な移動を確保するとともに、甚大な地震・津波被害が見込まれる地域及び防災拠点に到達し、活動を確保するために、都道府県地域防災計画で定める緊急輸送道路を踏まえ、国土の骨格をなす幹線道路である高速道路、主要国道を中心に必要に応じて都道府県等が管理する道路も含め、選定したネットワークである。
- (3) 発災時には、被害の全容把握に時間を要することが予想される中であっても、あらかじめ選定した緊急輸送ルートについて、他の道路に優先して通行可否情報（通行不可の場合における迂回ルート情報を含む。）を遅滞なく集約し、防災関係機関間で情報共有を速やかに行うとともに、早期に通行確保を行うことが重要である。このための備えとして、あらかじめ地図情報も含めて防災関係機関の間で広く情報共有を図るとともに、発災時の情報共有や緊急通行車両等の通行の確保のための具体的な手順を明らかにする。
- (4) (略)

2 緊急輸送ルートに対する発災時の措置

- (1) (略)
- (2) 緊急輸送ルートの点検、啓開・応急復旧
 - ① 国土交通省は、緊急輸送ルート等について、通行可否情報の共有、必要に応じた点検、啓開活動・応急復旧を行う。
 - ② (略)
 - ③ 緊急災害対策本部及び現地対策本部は、国土交通省と連携し、緊急輸送ルートの通行可否情報、被災による通行不能区間に対する迂回ルート等の情報を防災関係機関に共有する。

④ 現地対策本部は、その所管区域内の国土交通省地方整備局及び被災府県と協力して上記の情報収集を行うとともに、必要に応じて、通行の早期確保に関する調整を行い、その結果を速やかに緊急災害対策本部に報告するものとする。

⑤・⑥ (略)

⑦ 道路管理者等は、その管理する道路について、効果的な障害物の除去による道路啓開、応急復旧等を行い、道路機能の確保を行う。

⑧ 国土交通省は、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支えるため、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

⑨ 道路管理者等は、必要に応じて、自らの管理する道路について、法第76条の6の規定に基づき、区間の指定を行い、車両の移動など緊急通行車両等の通行を確保するために必要な措置を行う。また、道路啓開の実施と併せ、啓開の支障とならないよう立ち往生車両を誘導し、滞留車両を円滑に移動させ、緊急通行車両等の通行を確保する。

⑩～⑬ (略)

(3)・(4) (略)

(注) 下線は当省が付した。

資料 1-⑧ 「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(令和4年6月10日中央防災会議幹事会) <抜粋>

第2章 緊急輸送ルート計画

1. 趣旨

(1) 緊急輸送ルート計画は、被災都県の被害が甚大な地域へ到達するためのアクセス確保が全ての災害応急対策活動の基礎であることに鑑み、発災直後から、部隊等の広域的な移動など人命の安全確保を主眼とした全国からの人員・物資・燃料の輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ通行を確保すべき道路を定めるものである。

(2) 緊急輸送ルートは、全国からの応援部隊や緊急物資輸送車両等の広域的な移動を確保するとともに、甚大な被害が見込まれる地域及び防災拠点に到達し、活動を確保するために、都道府県地域防災計画で定める緊急輸送道路を踏まえ、国土の骨格をなす幹線道路である高速道路、主要国道を中心に、必要に応じて都道府県等が管理する道路も含め、選定したネットワークである。

(3) 発災時には、被害の全容把握に時間を要することが予想される中であっても、あらかじめ選定した緊急輸送ルートについて、他の道路に優先して通行可否情報(通行不可の場合における迂回ルート情報を含む。)を遅滞なく集約し、防災関係機関間で情報共有を速やかに行うとともに、早期に通行確保を行うことが重要である。また、首都直下地震の発災時に想定される深刻な道路交通麻痺に対応し、早期に緊急通行車両等の通行を可能とするため、道路啓開や応急復旧を実施することと併せて滞留車両等の移動や交通規制を実施することも必要となる。このための備えとして、あらかじめ地図情報も含めて防災関係機関の間で広く情報共有を図ると

ともに、発災時の情報共有や緊急通行車両等の通行の確保のための具体的な手順を明らかにする。

(4) (略)

2. 緊急輸送ルートに対する発災時の措置

(1) (略)

(2) 緊急輸送ルートの点検、啓開・応急復旧

① 国土交通省は、緊急輸送ルート等について、通行可否情報の共有、必要に応じた点検、啓開活動・応急復旧を行う。

② (略)

③ 緊急災害対策本部及び現地対策本部は、国土交通省と連携し、緊急輸送ルートの通行可否情報、被災による通行不能区間に対する迂回ルート等の情報を防災関係機関に共有する。

④ 現地対策本部は、国土交通省関東地方整備局及び都県と協力して上記の情報収集を行うとともに、必要に応じて、通行の早期確保に関する調整を行い、その結果を速やかに緊急災害対策本部に報告するものとする。

⑤及び⑥ (略)

⑦ 道路管理者等は、その管理する道路について、効果的な障害物の除去による道路啓開、応急復旧等を行い、道路機能の確保を行う。

⑧ 国土交通省は、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支えるため、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

⑨ 道路管理者等は、必要に応じて、自らの管理する道路について、法第76条の6の規定に基づき、区間の指定を行い、車両の移動など緊急通行車両等の通行を確保するために必要な措置を行う。また、道路啓開の実施と併せ、啓開の支障とならないよう立ち往生車両を誘導し、滞留車両を円滑に移動させ、緊急通行車両等の通行を確保する。

⑩ 路上の障害物の除去、除去した障害物の仮置場への運搬等複数の機関が協力して措置する必要がある事項については、現地対策本部で必要に応じ協議をするなど防災関係機関が協力して必要な措置をとる。

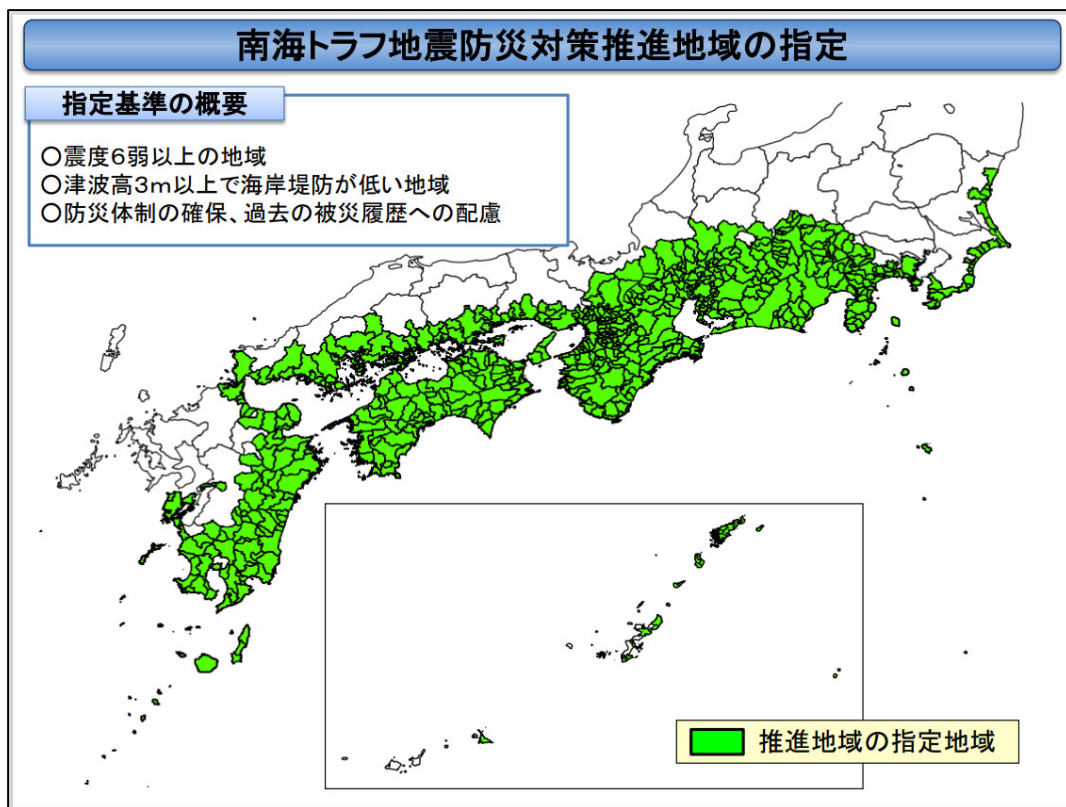
⑪ (略)

⑫ 国土交通省は、被災状況や復旧状況に応じて関係機関と連携し、交通量抑制の呼びかけや広域迂回への誘導、代替輸送手段の確保や道路の混雑対策などを統括的に実施し、被災地域の安定的な人流・物流機能の確保に努めるものとする。

(3) ・ (4) (略)

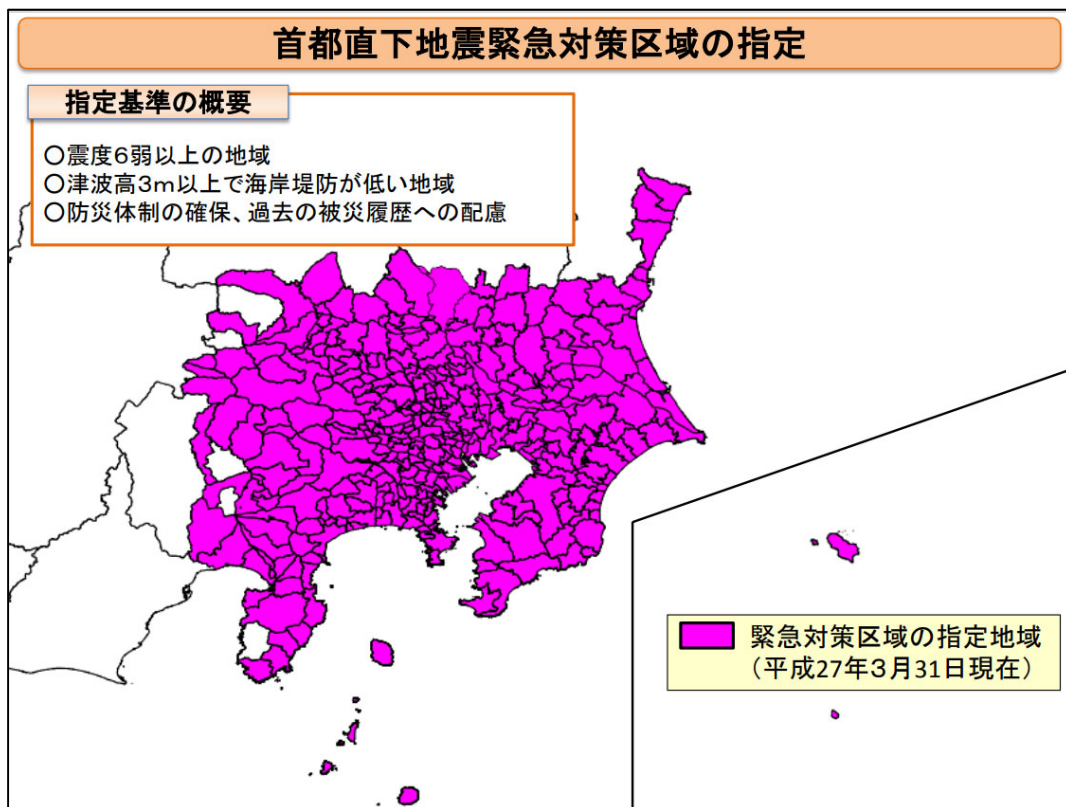
(注) 下線は当省が付した。

資料 1-⑨ 南海トラフ地震防災対策推進地域



(注) 内閣府のホームページによる。

資料 1-⑩ 首都直下地震緊急対策区域



(注) 内閣府のホームページによる。

資料 2-① 道路啓開に関する協議会・会議

協議会・会議名	設置時期	構成機関	事務局
首都直下地震道路啓開計画検討協議会	平成 26 年 7 月	国土交通省道路局、関東地方整備局（道路部、総括防災調整官、東京国道事務所）、東日本高速道路株式会社関東支社、中日本高速道路株式会社東京支社、首都高速道路株式会社、東京都（建設局、総務局）、防衛省、陸上自衛隊、警察庁、警視庁、総務省消防庁、東京消防庁	関東地方整備局 道路部道路管理課
首都直下地震埼玉県道路啓開調整会議	平成 28 年 9 月	関東地方整備局（大宮国道事務所、北首都国道事務所）、埼玉県（危機管理防災部、県土整備部）、埼玉県警察本部、さいたま市（総務局、建設局）、東日本高速道路株式会社関東支社、首都高速道路株式会社、陸上自衛隊、東京電力パワーグリッド株式会社、株式会社 NTT 東日本-関信越、東京ガス株式会社、一般社団法人埼玉県建設業協会、埼玉県レッカー事業協同組合	埼玉県県土整備部 県土整備政策課
埼玉県道路啓開計画担当者会議	平成 28 年 9 月	関東地方整備局（大宮国道事務所、北首都国道事務所）、埼玉県（危機管理防災部、県土整備部）、埼玉県警察本部、さいたま市（総務局、建設局）、東日本高速道路株式会社関東支社、首都高速道路株式会社、陸上自衛隊第、東京電力パワーグリッド株式会社、株式会社 NTT 東日本-関信越、東京ガス株式会社、一般社団法人埼玉県建設業協会、埼玉県レッカー事業協同組合	埼玉県県土整備部 県土整備政策課
さいたま県土整備事務所管内災害対応連絡協議会	平成 29 年 6 月	関東地方整備局（大宮国道事務所、北首都国道事務所）、埼玉県さいたま県土整備事務所、埼玉県南部地域振興センター、さいたま市、戸田市、蕨市、川口市	埼玉県さいたま 県土整備事務所
中部地方幹線道路協議会 道路管理防災・震災対策検討分科会	平成 23 年 8 月	中部地方整備局（道路部、防災室、岐阜国道事務所、静岡国道事務所、名古屋国道事務所、三重河川国道事務所、飯田国道事務所）、関東地方整備局（長野国道事務所）、長野県（建設部）、岐阜県（県土整備部）、静岡県（交通基盤部）、愛知県（建設部）、三重県（県土整備部）、静岡市（建設局）、浜松市（土木部）、名古屋市（緑政土木局）、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社、中日本高速道路株式会社東京支社・名古屋支社	中部地方整備局 道路部道路管理課
静岡県東部地域道路啓開検討会	平成 28 年 3 月	中部地方整備局（沼津河川国道事務所、静岡国道事務所、富士砂防事務所）、静岡県（危機管理部、交通基盤部、東部地域局、賀茂地域局、沼津土木事務所、熱海土木事務所、下田土木事務所、富士土木事務所、田子の浦港管理事務所）、沼津市、熱海市、三島市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、富士市、富士宮市、御殿場市、裾野市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、静岡県道路公社、一般社団法人静岡県建設業協会、一般社団法人沼津建設業協会、一般社団法人三島建設業協会、一般社団法人下田建設業協会、一般社団法人富士建設業協会、中日本高速道路株式会社、陸上自衛隊、静岡県警察本部、駿東伊豆消防本部、一般社団法人日本建設機械レンタル協会静岡支部、静岡県石油商業組合	中部地方整備局 沼津河川国道事務所、静岡県（賀茂地域局、東部地域局）
静岡県中部地域道路啓開検討会	平成 30 年 9 月	中部地方整備局（静岡国道事務所、静岡河川事務所、富士砂防事務所、清水港湾事務所、浜松河川国道事務所）、静岡県	中部地方整備局 静岡国道事務所

		(危機管理部、交通基盤部、静岡土木事務所、島田土木事務所、清水港管理局、御前崎港管理事務所、スポーツ・文化観光部空港振興局、中部健康福祉センター)、静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町、陸上自衛隊、静岡県警察本部、静岡市消防局、志太広域事務組合志太消防本部、一般社団法人清水建設業協会、一般社団法人静岡建設業協会、一般社団法人島田建設業協会、御前崎建設業組合、一般社団法人日本建設機械レンタル協会静岡支部、静岡県石油商業組合、一般社団法人静岡県解体工事業協会、一般社団法人静岡県建設コンサルタント協会、中日本高速道路株式会社東京支社、中部電力パワーグリッド株式会社、西日本電信電話株式会社	管理第一課、静岡県中部地域局地域課
静岡県西部地域道路啓開検討会	平成27年12月	中部地方整備局(浜松河川国道事務所)、静岡県(危機管理部、交通基盤部、西部地域局、浜松土木事務所、袋井土木事務所、御前崎港管理事務所)、静岡県警察本部、浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町、浜松市消防局、磐田市消防本部、掛川市消防本部、袋井市森町広域行政組合袋井消防本部、湖西市消防本部、御前崎市消防本部、菊川市消防本部、中日本高速道路株式会社、一般社団法人浜松建設業協会、一般社団法人天竜建設業協会、一般社団法人袋井建設業協会、中部電力パワーグリッド株式会社、西日本電信電話株式会社、静岡県石油商業組合、一般社団法人日本建設機械レンタル協会静岡支部、静岡県レッカー事業協同組合	中部地方整備局浜松河川国道事務所道路管理第一課、静岡県西部地域局危機管理課、浜松市道路保全課
名古屋市道路啓開計画策定に向けた勉強会	平成27年10月	中部地方整備局(名古屋国道事務所)、愛知県警察本部、愛知県(道路維持課)、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社、名古屋港管理組合、名古屋市(緑政土木局、防災危機管理局、消防局、健康福祉局、環境局、上下水道局)、中部電力株式会社、西日本電信電話株式会社、東邦ガス株式会社、名古屋建設業協会	名古屋市緑政土木局
四国道路啓開等協議会	平成27年2月	四国地方整備局(道路部、総括防災調整官)、中国四国管区警察局四国警察支局、陸上自衛隊、徳島県(県土整備部)、香川県(土木部)、愛媛県(土木部)、高知県(土木部)、徳島県警察、香川県警察、愛媛県警察、高知県警察、全国消防長会四国支部、西日本高速道路株式会社四国支社、本州四国連絡高速道路株式会社、一般社団法人徳島県建設業協会、一般社団法人香川県建設業協会、一般社団法人愛媛県建設業協会、一般社団法人高知県建設業協会、一般社団法人日本自動車連盟四国本部、四国電力株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ	四国地方整備局道路部
徳島県道路啓開計画策定等協議会	平成28年10月	四国地方整備局(道路部、徳島河川国道事務所) 徳島県(県土整備部、危機管理環境部、保健福祉部)、徳島県警察本部、徳島県消防長会、陸上自衛隊、西日本高速道路株式会社四国支社、本州四国連絡高速道路株式会社、一般社団法人徳島県建設業協会、一般社団法人徳島県測量設計業協会、一般社団法人日本自動車連盟徳島支部、四国電力送配電株式会社、徳島大学大学院	四国地方整備局徳島河川国道事務所道路管理第二課、徳島県県土整備部道路整備課

高知県道路啓開計画 作成検討協議会	平成26年 7月	四国地方整備局（道路部、中村河川国道事務所、土佐国道事務所）、高知県（土木部、危機管理部、健康政策部、林業振興・環境部）、西日本高速道路株式会社四国支社、高知県警察本部、陸上自衛隊、一般社団法人高知県建設業協会	高知県土木部道路課
大阪府域道路啓開協議会	平成29年 11月	近畿地方整備局（道路部、港湾空港部、大阪国道事務所）、大阪府（都市整備部）、大阪市（建設局）、堺市（建設局）、西日本高速道路株式会社関西支社、阪神高速道路株式会社、陸上自衛隊、大阪府警察本部、一般社団法人日本建設業連合会関西支部、一般社団法人大阪建設業協会、一般社団法人日本道路建設業協会関西支部、関西電力株式会社、西日本電信電話株式会社	近畿地方整備局（道路部道路管理課、大阪国道事務所管理第二課）、大阪府都市整備部交通道路室道路環境課、大阪市建設局企画部工務課、堺市建設局土木部土木監理課
兵庫県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会南海トラフ巨大地震等災害発生時の緊急輸送道路等確保ワーキング	平成26年 11月	近畿地方整備局（道路部、港湾空港部、兵庫国道事務所）、兵庫県（県土整備部、西宮土木事務所、洲本土木事務所）、神戸市（建設局）、西日本高速道路株式会社関西支社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、陸上自衛隊、兵庫県警察本部、一般社団法人兵庫県建設業協会、関西電力株式会社、西日本電信電話株式会社	近畿地方整備局（道路部道路管理課、兵庫国道事務所管理第二課）、兵庫県県土整備部土木局道路保全課、神戸市建設局道路部工務課
和歌山県道路啓開協議会	平成28年 7月	近畿地方整備局、和歌山県、西日本高速道路株式会社関西支社、陸上自衛隊、和歌山県警察本部、和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町、一般社団法人和歌山県建設業協会、一般社団法人和歌山県測量設計業協会、一般社団法人日本建設業連合会関西支部、関西電力株式会社、西日本電信電話株式会社	近畿地方整備局道路部道路管理課、和歌山県県土整備部道路局道路保全課

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本結果報告書のうち、「2 道路啓開計画の策定状況等」(p.10-23)に記述がある道路啓開に関する協議会・会議について記載した。

資料 2-② 調査対象機関が実施した主な訓練の概要

訓練実施主体	訓練名	実施時期	実施頻度	参加機関	訓練内容
関東地方整備局	首都直下地震防災訓練	令和3年 11月5日	年1回	関東地方整備局管内の関係機関	<ul style="list-style-type: none"> 首都直下地震発生時における円滑な災害対応を目的として、関係機関との連携を図る情報共有訓練、実働による被災状況調査、道路啓開、緊急支援物資の海上輸送等の訓練を実施 首都直下地震道路啓開計画に基づく道路啓開の

					<p>手順等及び道路啓開を行う上での情報連絡・オペレーションの実効性を確認するため、以下の訓練を実施</p> <p>①テレビ会議システムを用いた関係機関との情報共有、②ドローンによる緊急点検、③放置車両の移動、④路面段差解消等の訓練 等</p>
東京都	東京都総合防災訓練	令和2年11月21、22日	年1回	<p>(道路啓開訓練の参加機関)</p> <p>東京都建設局、東京都建設防災ボランティア協会、北区、北区造園協力会、一般社団法人日本自動車連盟</p>	<ul style="list-style-type: none"> 東京都では毎年、都内の市区町村と合同で総合防災訓練を実施しており、令和2年度は北区と合同で実施、3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止 総合防災訓練の中で道路啓開訓練も実施しており、例えば、令和2年度の訓練では、地震により、倒壊物の瓦れきや電柱、放置車両により道路が通行できなくなったことを想定し、道路上の倒木や瓦れき、車両の撤去等を行う訓練を実施
埼玉県	埼玉県道路啓開訓練	令和2年9月16日	年1回	<p>埼玉県、一般社団法人埼玉県建設業協会、一般社団法人埼玉県測量設計業協会、埼玉県レッカー事業協同組合、東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支店、一般社団法人日本自動車連盟関東本部埼玉支店</p>	<ul style="list-style-type: none"> 首都直下地震等の大規模な災害に備え、迅速な被災情報の伝達や道路の啓開など、初動対応の更なる強化を図るため、県と災害時の協定を締結した建設業者等が連携し、実践的な災害対応訓練（情報伝達訓練及び道路啓開訓練）を実施 情報伝達訓練では、災害オペレーション支援システムやドローン、Web 会議などを活用し、被災想定現場の状況について、地域機関と本庁での情報共有の手順を確認 道路啓開訓練では、優先的に道路啓開する路線を想定し、重機を用いた放置車両の移動や段差解消などを実施
埼玉県、川口市	九都県市合同防災訓練（埼玉県会場）	令和2年11月1日	年1回	<p>(交通対策訓練の参加機関)</p> <p>埼玉県、埼玉県警察本部、川口市消防局等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時における国、九都県市、県内市町村及び防災関係機関の相互協力を円滑にするため、広域応援体制における相互連携の強化を図ること、訓練を通じて、防災対策上の課題を踏まえ災害応急活動における技能を高めること等を目的として実施 会場となった川口市と共催で実施した交通対策訓練の一環で道路啓開訓練を実施 道路啓開訓練では、緊急交通路の検問所を設け、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止・制限し、緊急通行車両の円滑な通行ができるように交通規制を実施。また、車両の放置等が発生して車両の通路や避難路の障害になっている状況を想定し、被災車両の除去等を実施
さいたま市	さいたま市道路啓開訓練	令和4年9月4日	年1回	<p>さいたま市、埼玉県警察広域緊急援助隊、陸上自衛隊第1師団第32普通科連隊、さいたま市建設業協会、埼玉県レッカー事業協同組合</p>	<ul style="list-style-type: none"> さいたま市地域防災計画及び九都県市合同防災訓練実施大綱に基づく防災対策の習熟、災害発生時の迅速かつ適切な応急・復旧対策における技能の向上、防災関係機関及び九都県市等との相互の連携強化を図るために実施 埼玉県警察広域緊急援助隊、陸上自衛隊第1

					師団第 32 普通科連隊、埼玉県建設業協会及び埼玉県レッカー事業協同組合の車両が瓦れきや倒木、交通事故車両を撤去する訓練を実施
中部地方整備局	広域連携防災訓練	令和 3 年 9 月 1 日	随時	中部地方整備局、国土地理院、海上保安部、陸上自衛隊、中部管区警察局、愛知県	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフを震源とするマグニチュード 9 クラスの大規模地震が発生し、沿岸部では最大クラスの津波により甚大な被害が発生している場合を想定
中部地方整備局、愛知県	愛知県・西尾市津波・地震防災訓練	令和 3 年 11 月 7 日	年 1 回	(総合啓開訓練の参加機関) 西尾市消防団、中部地方整備局名古屋国道事務所、一般社団法人愛知道路災害対策協力会、西尾市建設業協会	<ul style="list-style-type: none"> 中部地方整備局の広域連携防災訓練と愛知県・西尾市津波・地震防災訓練を連携させ、実動訓練を実施 訓練内容の一つに総合啓開訓練を含む。 総合啓開訓練では、大規模地震に伴う盛土・斜面の崩壊等により、救援・救護活動が阻害された状況を想定し、瓦れき等で塞がれた道を切り開き、緊急車両の通行を確保するための道路啓開(中部版くしの歯作戦)を、救命救助機関と連携して実施する訓練を実施 また、この緊急車両ルートを利用して、津波による浸水被害のあるエリアへ到着した排水ポンプ車が、中部管内排水計画に基づき、特定緊急水防活動として排水作業を実施する訓練を実施
中部地方整備局(沼津河川国道事務所)、静岡県	静岡県東部地域道路啓開検討会道路啓開訓練	令和元年 12 月 20 日	年 1 回	中部地方整備局(沼津河川国道事務所)、静岡県(賀茂地域局、下田土木事務所、東部地域局、沼津土木事務所)、松崎町、下田警察署、下田消防本部、一般社団法人下田建設業協会、一般社団法人三島建設業協会、一般社団法人静岡県建設コンサルタント協会、東京電力パワーグリッド株式会社	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ巨大地震発生直後の初動期の災害応急対策の実効性向上のため、発災から緊急交通確保までの一連の流れ(情報収集・共有の手法や実働にかかる課題)を検証 各機関同士の連携を確認し、向上させるための情報伝達演習を実施するとともに、重機等を用いた道路啓開作業、人命の救助及び遺体搬送訓練を実施
中部地方整備局(静岡国道事務所)、静岡県	静岡県中部地域道路啓開検討会道路啓開訓練	令和 2 年 11 月 18 日	年 1 回	中部地方整備局(静岡国道事務所)、静岡県(中部地域局)、静岡市、静岡県警察本部、静岡市消防局、清水建設業協会、一般社団法人日本建設機械レンタル協会静岡支部、静岡県石油商業組	<ul style="list-style-type: none"> 関係する 11 機関の計 130 人の参加の下、道路上に放置された支障車両の移動や土砂瓦れき等の撤去を実際に行うことで、道路啓開の手順を確認 道路啓開に係る、以下の訓練を実施 ①衛星携帯やインターネットを用いた情報提供・共有、②道路パトロール、③道路被害に伴う道路法第 46 条に基づく通行止め、④ドローン調査、⑤災害対策基本法第 76 条に基づく区間指定、⑥道路啓開方針の決定、⑦瓦れき撤去、⑧

				合、一般社団法人静岡県解体工事業協会、一般社団法人静岡県建設コンサルタンツ協会、中部電力パワーグリッド株式会社、株式会社 NTT フィールドテクノ	人命救助・搬送、⑨燃料供給、⑩車両排除、⑪パトロール・通行止め解除、⑫検問所設置・検問実施、⑬津波警報解除・パトロール実施、⑭倒壊電柱撤去、⑮橋梁段差解消、⑯パトロール・通行止め解除、⑰緊急車両通行 ・ 訓練後に参加機関からアンケートにより意見を聴取し、また、訓練の課題を検討して取りまとめ、訓練後に開催される道路啓開検討会において、参加者に共有
中部地方整備局 (浜松河川国道事務所)、 静岡県	静岡県西部地域道路啓開検討会道路啓開訓練	令和2年 12月16日	年1回	中部地方整備局(浜松河川国道事務所)、静岡県(西部地域局、袋井土木事務所)、御前崎市、御前崎市消防本部、静岡県警察本部菊川警察署、航空自衛隊御前崎分屯基地、西日本電信電話株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、御前崎市建設業組合、特定非営利活動法人災害救助犬静岡	・ 大規模地震等により被災した道路について、道路啓開オペレーション計画(静岡県西部版)に基づく緊急車両及び緊急物資の輸送車両等の通行確保の道路啓開作業手順を検証 ・ 道路啓開に係る、以下の訓練を実施 ①災害対策基本法76条の6に基づく道路区間指定の周知及び看板設置訓練、②電柱倒壊災害及び放置車両対応訓練、③崩落土砂対応訓練(救出・救助訓練含む)、④救出者・遺体搬送訓練
四国地方整備局 (土佐国道事務所)、 高知県	道路啓開訓練	令和3年 1月26日	年1回	四国地方整備局土佐国道事務所、高知県(道路課、中央東土木事務所)、高知県警察本部、南国警察署、南国市消防本部、一般社団法人高知県建設業協会、四国電力送配電株式会社、西日本電信電話株式会社高知支店	・ 南海トラフ地震の発生を想定し、道路啓開訓練(情報伝達訓練及び道路啓開実動訓練)を実施 ・ 情報伝達訓練では、以下の手順等を確認 ①現地被災状況の把握、②高知県道路啓開計画に基づく出動体制の把握、③災害対策基本法に基づく道路区間指定の演習、④高知県道路啓開計画に基づく支援要請、⑤その他啓開前の手続 ・ 道路啓開実動訓練では、以下の手順等を確認 ①バックホウによる車両移動訓練、②負傷者救出訓練、③バックホウによる倒壊電柱・瓦れき撤去訓練(倒壊電柱発見時の対応(情報伝達及び撤去)、遺体及び貴重品発見時の対応(情報伝達・対応))、④路面に発生した亀裂・段差の応急復旧訓練、⑤落橋箇所の応急復旧訓練(応急組立橋)、⑥緊急車両の走行
徳島県	徳島県津波対応訓練	令和3年 11月2日	年1回	徳島県建設業協会各支部、一般社団法人PC建設業協会、一般社団法人日本橋梁建設協会	・ 大規模災害発生時における支援活動に関する協定及び大規模災害発生時の道路啓開に関する協定に基づき、情報伝達訓練を実施 ・ 訓練では、以下の情報伝達手順等を確認 ①事業者の安否状況等確認、②リエゾン派遣の予告及び情報収集依頼、③リエゾン派遣、④被害状況・啓開着手状況報告、道路啓開作業の要請

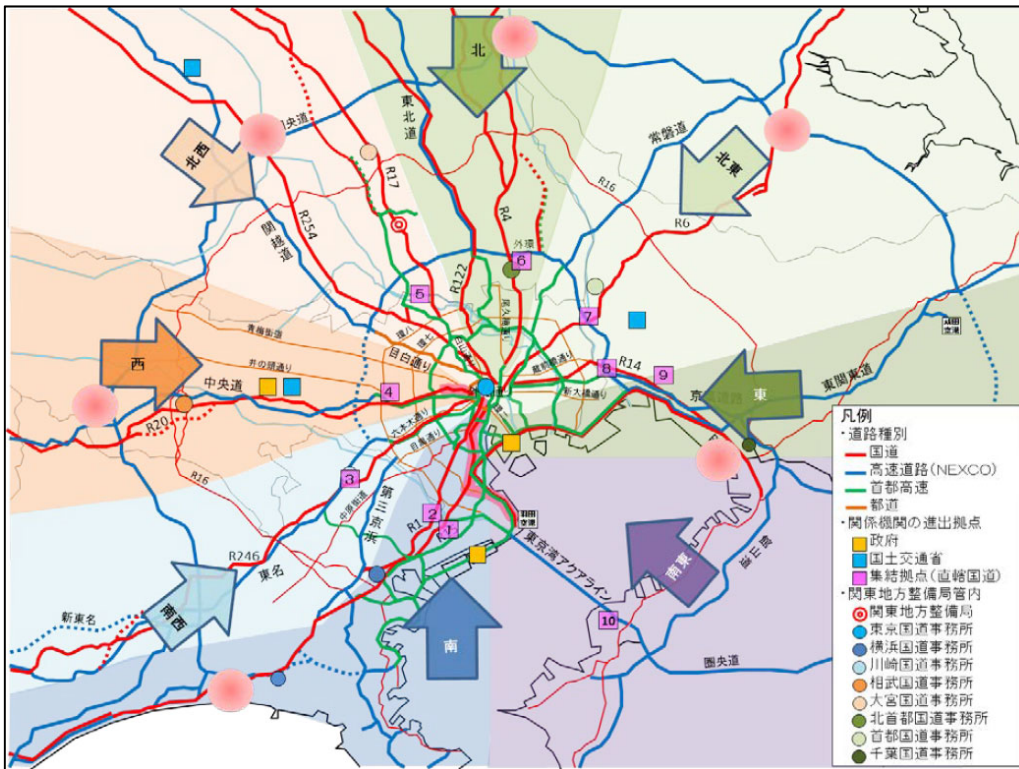
高知県	情報伝達 訓練	令和3年 9月29日 (須崎土 木事務所 で実施)	県の12 土木事 務所で それぞ れ年1 回	四国地方整備局、高 知県、市町村、一般 社団法人高知県建設 業協会	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震発生時に、電話及びFAXが使用不可である場合を想定し、メールやインターネットを用いて被災状況の共有や建設業者への支援準備要請の連絡等を行う訓練を実施 訓練実施後は参加機関による意見交換を実施するとともに、参加機関にアンケートを実施
北陸地方 整備局 (新潟国道 事務所)	車両移動 訓練	令和2年 11月19日	年1回	北陸地方整備局(新 潟国道事務所)、除 雪受注事業者、新潟 県警察	<ul style="list-style-type: none"> 豪雪時におけるチェーン未装着車の立ち往生による交通障害を未然に防ぐための車両誘導訓練とともに、災害対策基本法に基づく緊急通行車両の通行確保を目的とする車両移動訓練を実施 車両移動訓練では、車両移動器具や除雪車により、放置車両を移動する手順を確認
新潟県、 上越市	総合防災 訓練	平成29年 9月2日	県内を3 ブロック に分割 し、持ち 回り方式 で年1回	(道路啓開訓練の参 加機関) 北陸地方整備局(高 田河川国道事務 所)、上越市建設業 協会、株式会社エア フォートサービス (無人航空機空中測 量事業者)	<ul style="list-style-type: none"> 上越地方(高田平野西縁断層)を震源とする直下型地震が発生した場合を想定した訓練を実施 訓練項目の一つとして倒状樹木処理訓練及び道路啓開訓練を実施し、道路を塞ぐ倒木や瓦れきの撤去手順を確認
近畿地方 整備局、 堺市	近畿地方 整備局・ 堺市合同 総合防災 訓練	令和3年 11月5日	年1回	近畿地方整備局、堺 市、大阪府警察本 部、陸上自衛隊、ラ イフライン事業者等 37機関	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年に堺泉北港基幹の広域防災拠点が供用開始したことを踏まえ、同拠点の災害時の機能向上とともに、周辺の関係機関と連携を図るため毎年実施 和歌山県沖での地震を想定し、津波避難、施設点検・航路・道路啓開、物資輸送、救出・救護、ライフライン復旧、コンビナート火災消火、救援物資輸送等の実働訓練を実施 道路啓開訓練では、道路上の障害物を撤去する手順や、道路上の所有者不明の車両を人力により道路外に移動する手順を確認
近畿地方 整備局 (福井河 川国道事 務所)	大雪対応 合同訓練	令和3年 11月11日	年1回	(情報伝達訓練の参 加機関) 近畿地方整備局(福 井河川国道事務 所)、北陸地方整備 局(金沢河川国道事 務所)、福井県、福 井県警察、福井地方 气象台、石川県、石 川県警察、金沢地方 气象台、中日本高速 道路株式会社金沢支 社、自衛隊福井地方 協力本部 (現地対応訓練の参 加機関)	<ul style="list-style-type: none"> 近畿地方整備局及び北陸地方整備局が合同で福井県・石川県境部の幹線道路における大雪対応の関係機関の連携強化を図るために実施 広範囲の計画的・予防的な通行止めが必要となった場合を想定し、両県において通行止め予定区間などを速やかに調整するための大雪想定訓練と、大雪により通行止めなどの実施が必要となった場合の現地対応訓練を実施 現地対応訓練では、通行車両の冬用タイヤチェック、予防的通行止め、立ち往生車両の移動に関する実地訓練を実施 このうち、立ち往生車両の移動に関する訓練は、緊急車両の通行に支障のある車両が発生したことを想定し、災害対策基本法第76条の6に基づく移動命令、車両牽引、移動記録票の作成など一連の手続を確認

				近畿地方整備局（福井河川国道事務所）、福井県、福井県警察、中日本高速道路株式会社金沢支社	
福井県	福井県総合防災訓練	令和2年11月14日	年1回	（土砂埋没車両救助訓練の参加機関） 陸上自衛隊第14普通科連隊、福井県警察機動隊、全日本高速道路レッカー事業協同組合、美浜原子力緊急事態支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合防災訓練は大雨により土砂災害等の発生可能性が高まっていたところに、福井県嶺南東部（内陸）において震度6弱の地震が発生した場合を想定 ・ 総合防災訓練の内容の一つとして、土砂埋没車両救助訓練を実施 ・ 土砂埋没車両救助訓練では、大雨による土砂崩れにより幹線道路が通行不能となった状況を想定し、以下の実施手順を確認 <ul style="list-style-type: none"> ① 道路啓開を実施後、土砂災害に巻き込まれた車両内に、複数の要救助者を確認 ② 自衛隊及び警察が土砂に押しつぶされた車両から負傷者を救出 ③ レッカー事業者が走行不能車両をけん引し、撤去

(注) 1 当省の調査結果による。

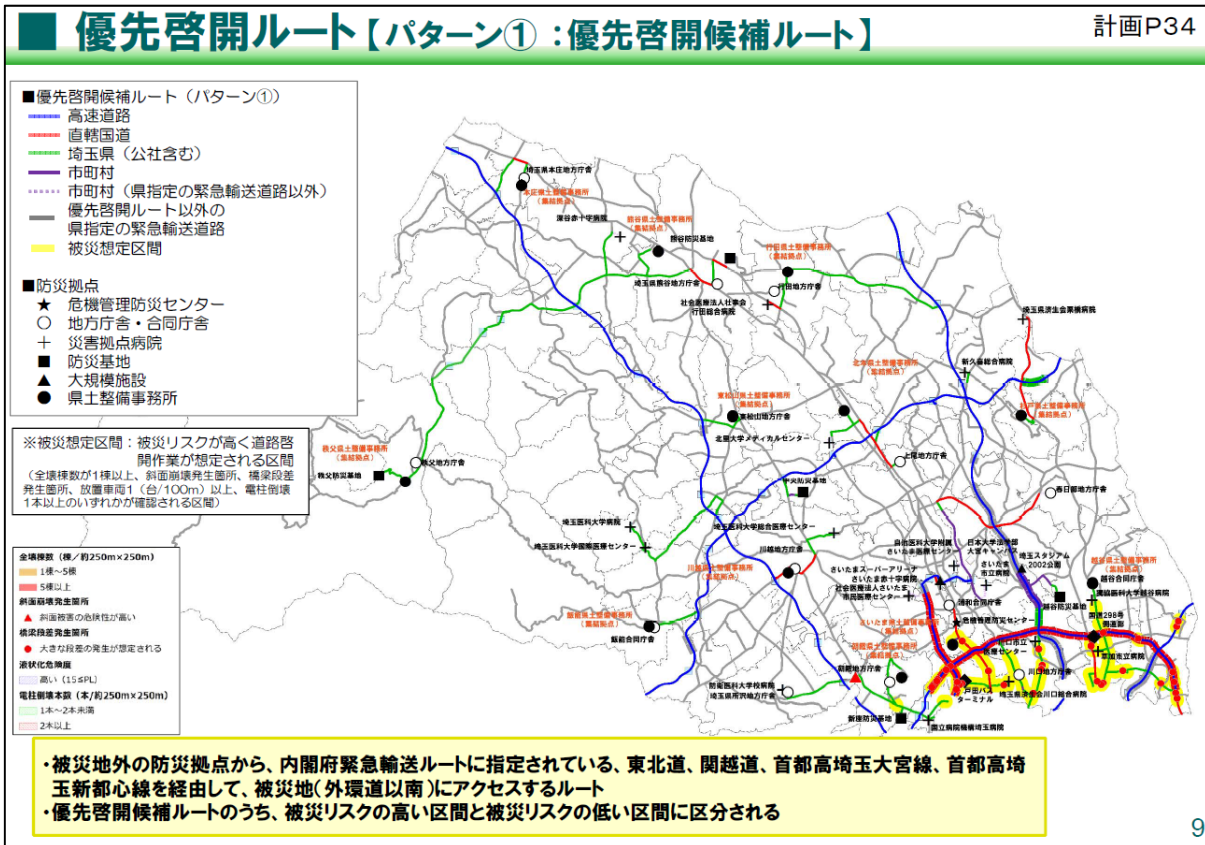
2 本結果報告書のうち、「2 道路啓開計画の策定状況等」(p. 10-23)に記述がある訓練について記載した。

資料 2-③ 首都直下地震道路啓開計画における優先啓開ルート



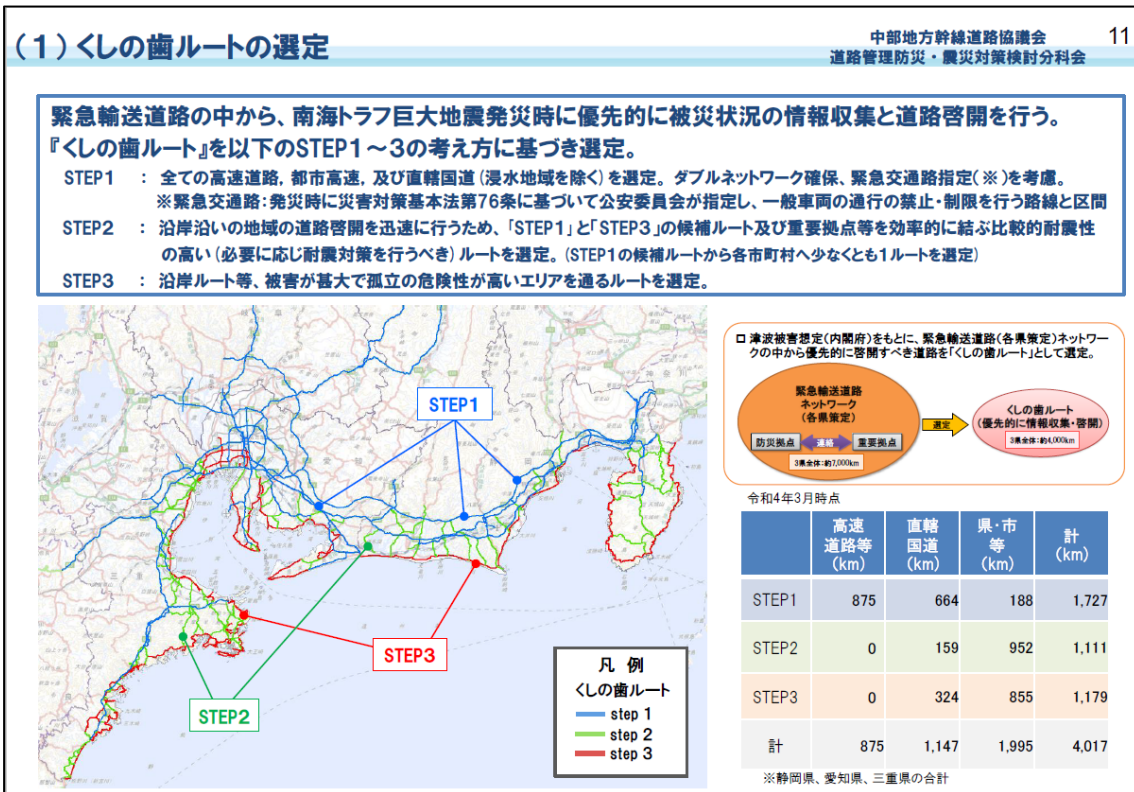
(注) 「首都直下地震道路啓開計画 (第 3 版)」 (令和 3 年 8 月首都直下地震道路啓開計画検討協議会) による。

資料 2-④ 埼玉県道路啓開計画における優先啓開ルート



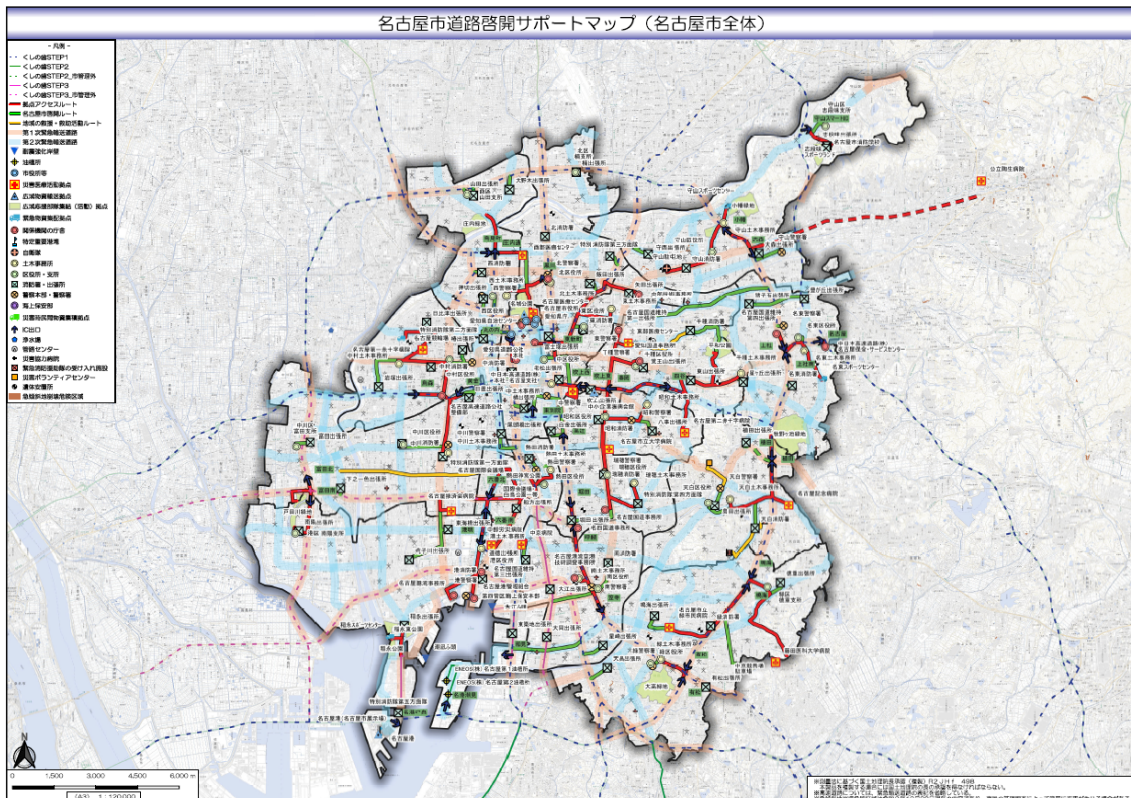
(注) 「埼玉県道路啓開計画～埼玉の扇作戦～要約版」 (平成 29 年 3 月埼玉県) による

資料 2-⑤ 中部版くしの歯作戦（道路啓開オペレーション計画）におけるくしの歯ルート



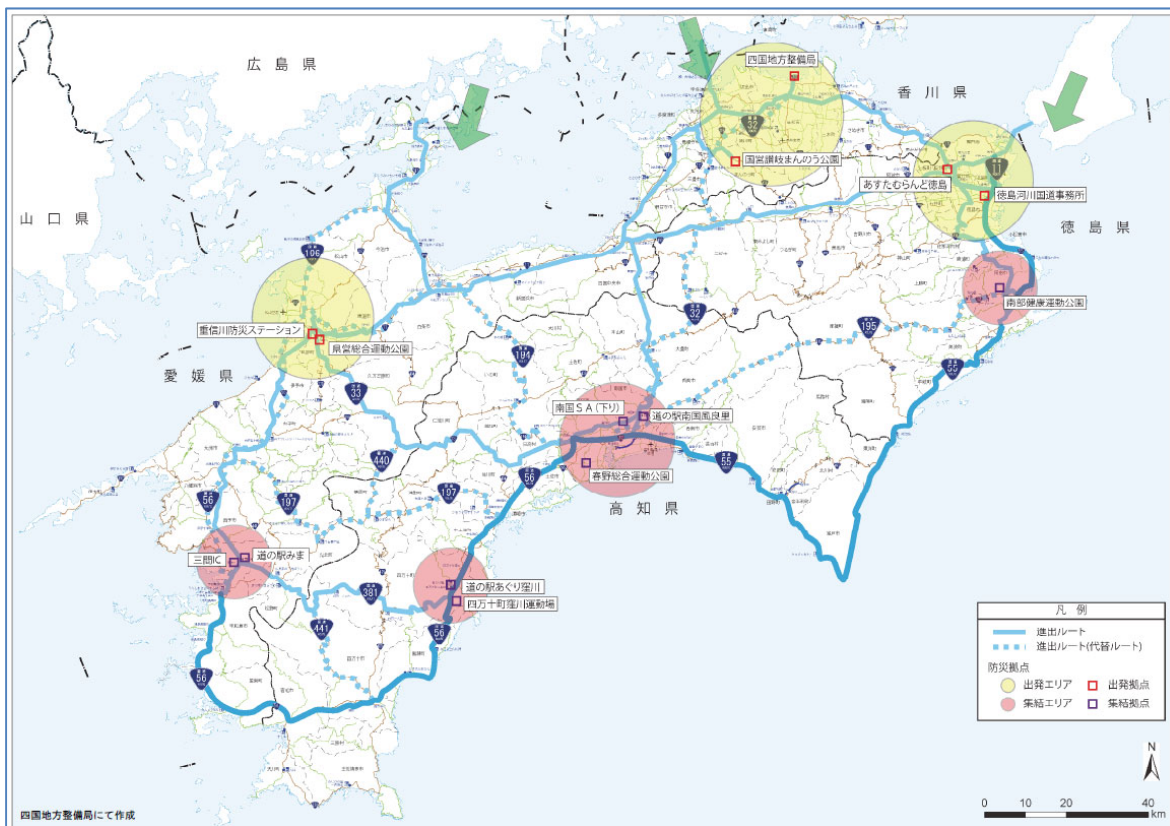
(注) 「中部版「くしの歯作戦」(令和4年5月改訂版)【道路啓開オペレーション計画】」(令和4年5月中部地方幹線道路協議会 道路管理防災・震災対策検討分科会)による。

資料 2-⑥ 名古屋市道路啓開計画における道路啓開候補路線



(注) 「名古屋市道路啓開計画」(令和3年3月改訂名古屋市緑政土木局)による。

資料 2-⑦ 四国広域道路啓開計画における進出ルート



(注) 「四国広域道路啓開計画」(平成 28 年 3 月四国道路啓開等協議会)による。

資料 2-⑧ 徳島県道路啓開計画における啓開対象道路

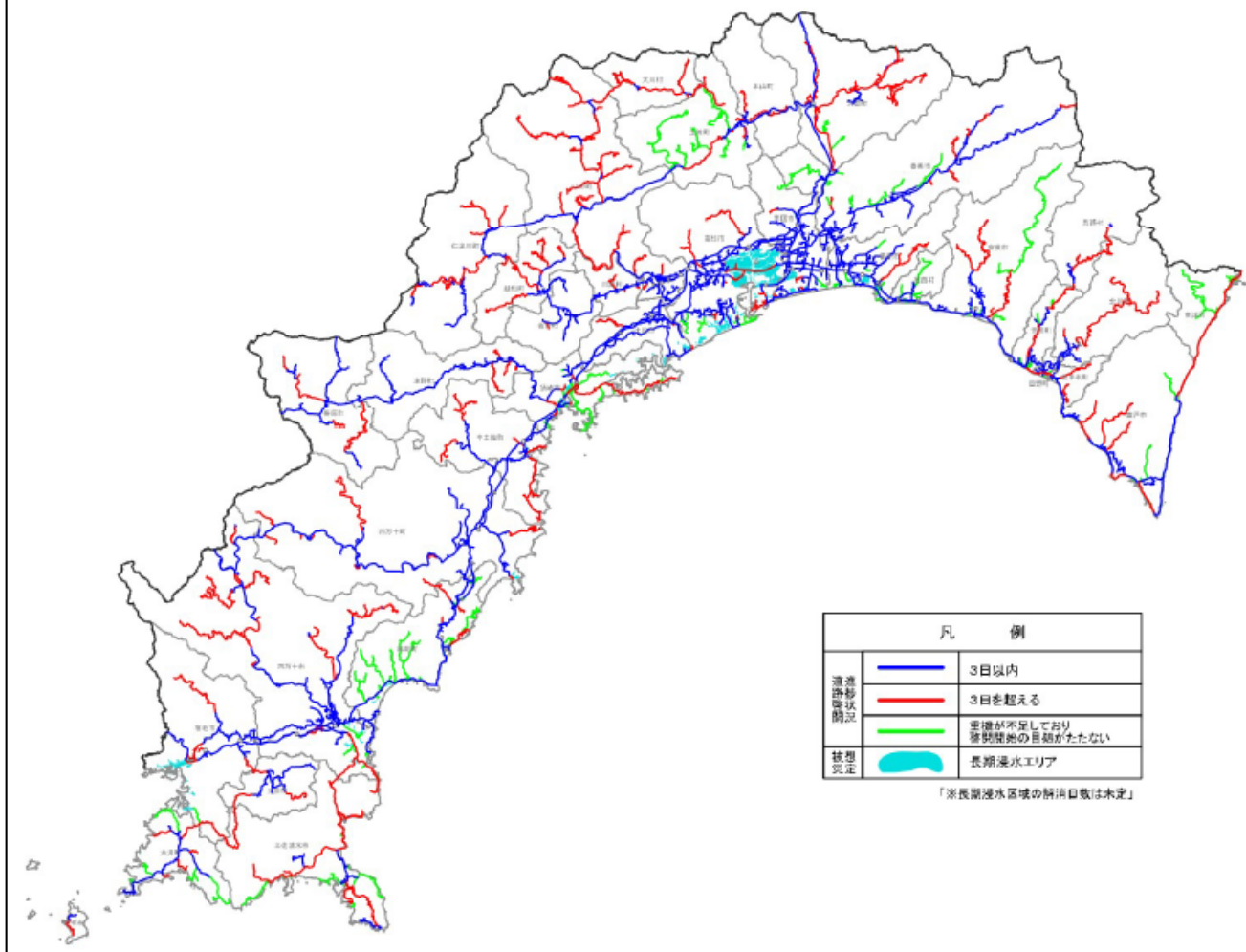


図 徳島県道路啓開計画 啓開対象道路図

(注) 「徳島県道路啓開計画」(令和 4 年 3 月版徳島県道路啓開計画策定等協議会)による。

(3) 道路啓開進捗図

<最大クラスの地震・津波（L2）>



(注) 「高知県道路啓開計画」（平成 31 年 3 月高知県道路啓開計画作成検討協議会）による。

資料 3-① 災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き（平成 26 年 11 月国土交通省道路局）
における指定道路区間の周知文案等

○指定道路区間の周知について

- ・ 災対策に基づく道路区間指定を行った場合は、当該指定区間内の道路利用者に対し、指定内容を周知することになるが、具体的な周知方法は以下のものを想定している。
 - － 道路情報板による情報提供
 - － 日本道路交通情報センター（ラジオ等）を利用した情報提供
 - － 当該指定区間に立て看板を掲出
 - － ホームページ、記者発表等
- ・ なお、必ずしも上記の方法すべてを実施できなくてもよいが、あらかじめ情報提供の内容や掲示等の周知方法について準備しておく必要がある。
- ・ また、必ずしも当該指定区間内の道路利用者全てに確実に周知することは必要とされていないが、周知の行き届かなかった者に対しては、移動命令等を行う際に当該道路が指定されていることを説明するものとする。
- ・ 立て看板は、指定道路区間の起終点に設置するほか、移動車両の多い箇所等、適宜設置するものとし、道路啓開作業とあわせて設置するものとする。
- ・ 災害時の車両移動の協力等について、あらかじめ、ホームページや現地での看板等において、周知しておくことも重要である。
- ・ 以下に周知方法の例を示す。

<文案例>

例 1) 国道〇〇号〇〇～〇〇間 放置車両移動作業中。

例 2) 国道〇〇号〇〇～〇〇間 緊急車両の通行確保のため放置車両移動中。

例：道路情報板による周知

<文案例>

- ・ 国土交通省〇〇地方整備局は、〇日〇時頃発生した〇〇を中心とする震度 6 の地震対策のため、国道〇〇号〇〇～〇〇間を、災害対策基本法第 7 6 条の 6 の規定に基づき、緊急通行車両の通行を確保する区間に指定しました。
- ・ 当該区間においては、緊急通行車両の通行が確保できない場合、運転者に車両等の移動をお願いするほか、場合によっては道路管理者が車両の移動を行いますので、道路管理者の指示に従って行動してください。

例：ラジオによる周知（地震の場合）

<文案例>

- ・国土交通省〇〇地方整備局は、〇日からの〇〇地方の大雪対応のため、国道〇〇号〇〇～〇〇間を、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、緊急通行車両の通行を確保する区間に指定しました。
- ・当該区間においては、緊急通行車両の通行が確保できない場合、運転者に車両等の移動をお願いするほか、場合によっては道路管理者が車両の移動を行いますので、道路管理者の指示に従って行動してください。

例：ラジオによる周知（大雪の場合）

<p>災害発生</p> <p>緊急通行車両の通行 のため作業実施中</p> <p>国道〇〇号 〇〇～〇〇は</p> <p>通行止め</p> <p>ご協力をお願いします</p> <p>国土交通省〇〇地方整備局 〇〇国道事務所</p> <p>問い合わせ先：〇〇〇〇</p>	<p>災害発生</p> <p>緊急通行車両の通行 のため作業実施中</p> <p>国道〇〇号 〇〇～〇〇は</p> <p>通行ご遠慮ください</p> <p>ご協力をお願いします</p> <p>国土交通省〇〇地方整備局 〇〇国道事務所</p> <p>問い合わせ先：〇〇〇〇</p>
---	--

例：立て看板による周知（左：通行止め中、右：通行止め未実施）

Press Release

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成〇年〇月〇日
国土交通省〇〇地方整備局

緊急車両の通行を確保するため、災害対策基本法に基づき、国道〇号〇〇～〇〇間を区間指定し、放置車両・立ち往生車両の移動等の作業を実施します

〇〇災害のため、緊急通行車両の通行を確保することを目的として、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、下記の区間を指定します。当該区間においては、道路啓開作業を実施し、放置車両や立ち往生車両等の移動を行います。

記

路線名	指定する区間
国道〇号	〇〇県〇〇市〇〇～〇〇 〇〇県〇〇市〇〇～〇
国道〇号	〇〇県〇〇市〇〇～〇〇
国道〇号	〇〇県〇〇市内の全区間

〈問い合わせ先〉
国土交通省〇〇地方整備局〇〇国道事務所 〇〇、〇〇
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

例：区間指定及び車両等の移動に関する記者発表資料

資料 3-② 災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き（平成 26 年 11 月国土交通省道路局）
における身分証明書の例

発行番号：第〇号
身 分 証 明 書
会社名：〇〇〇〇(株)
住 所：〇〇〇〇
上記の者は、〇〇協定に基づき、災害対策基本法第 7 6 条の 6 の措置を行うことを委託した者であることを証明する。
有効期間：〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日
発行日 : 〇〇年〇〇月〇〇日
発行者 : 国土交通省〇〇地方整備局長 印

資料 3-③ 災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き（平成 26 年 11 月国土交通省道路局）
における協定への記載事例

災害時における災害応急対策業務に関する協定への車両移動関係の記載事例
(災害業務内容)
第 ● 条 甲が、乙に対し要請を行う災害業務は、・・・・、災害対策基本法第 76 条の 6（以下「災対法」という）に基づく車両移動、・・・・
第 ● 条 また、災対法に基づき車両移動を行う場合には、別冊「災害対策基本法に基づく車両移動の運用に関する手引き」により行うものとする。
(出動要請)
第 ● 条 甲乙相互の通信連絡が不能で、乙が被害状況を把握している場合は、甲からの要請があったものと見なし、乙の判断で出動するものとする。なお、集結場所は、●●（出張所、●●除雪ステーションなど）とする。
(実施区間)
第 ● 条 実施区間は、一般国道●●のうち、●●～〇〇（通称：RO-O）とする。
2 災害等の状況により、甲は乙に対し、必要として上記に規定する業務実施区間以外に出動を要請することができるものとし、乙は、原則としてこれに応じるものとする。
(身分証明書の発行)

第 ● 条 災害対策基本法に基づく車両移動を行う場合には、乙は、甲が別途発行する「身分証明書」を携帯するものとする。

(建設資機材等の報告)

第 ● 条 甲は、甲が保有する建設資機材等について、あらかじめ書面により乙に通知するものとする。

2 乙は、あらかじめ災害時に備え、災害業務に際し使用可能な建設資機材等の数量を把握し、甲へ書面により報告するものとする。

3 甲は、乙より報告された災害業務に使用可能な建設資機材について、甲が指定する保管場所に保管することを要請することができる。

(訓練)

第 ● 条 乙は、甲が主催または参加する防災訓練に甲から参加依頼があった場合には、参加するものとする。

2 乙は、災害対策用機械の運搬、展開補助を円滑に行うために甲が実施する操作訓練に参加するものとする。

甲：国土交通省 ○○地方整備局 ○○国道事務所長 ○○○○ (印)

乙：(株)○○ 代表取締役社長 ○○○○ (印)